

第84回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時

場所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
当社本社ビル

議決権行使期限：平成30年6月26日（火曜日）正午まで

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

目次

■第84回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役8名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	11
■添付書類	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	12
2. 会社の株式に関する事項	21
3. 会社の新株予約権等に関する事項	21
4. 会社役員に関する事項	22
5. 会計監査人の状況	25
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	26
7. 会社の支配に関する基本方針	30
連結計算書類等	
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	39
計算書類に係る会計監査人の監査報告	41
監査役会の監査報告	43

証券コード 7822
平成30年6月6日

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号

永大産業株式会社

代表取締役社長 大道正人

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成30年6月26日（火曜日）正午までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

- 第84期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第84期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役8名選任の件

第3号議案

監査役1名選任の件

4. インターネットによる開示

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

掲載する当社ホームページ <https://www.eidai.com/>

- ①連結計算書類の「連結注記表」
- ②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(<https://www.eidai.com/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しており、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、財務状況及び連結業績等を勘案して、適切な配当金額を決定しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき金8円50銭 配当総額は385,010,781円

なお、中間配当金においても同様に1株につき金8円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金17円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	大 道 正 人 【社内】《再任》	代表取締役執行役員社長
2	枝 園 のぶ ひろ 【社内】《再任》	取締役専務執行役員
3	植 村 まさ と 【社内】《再任》	取締役常務執行役員
4	田 部 ただ みつ 【社内】《再任》	取締役常務執行役員
5	石 井 なお き 【社内】《再任》	取締役常務執行役員
6	小 島 たか ひろ 【社内】《再任》	取締役執行役員
7	たま き やす ひと 【社外】《再任》	取締役
8	はやし みつ ゆき 【社外】《再任》	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>【社内】《再任》</p> <p>だい どう まさ ひと 大 道 正 人 (昭和26年4月5日生)</p>	<p>昭和49年4月 当社入社</p> <p>平成12年4月 当社営業本部東京特販営業部長</p> <p>平成14年6月 当社事業本部建材事業部長</p> <p>平成15年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成16年6月 当社取締役事業本部建材事業部長</p> <p>平成19年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成20年6月 当社取締役常務執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成21年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長</p> <p>平成23年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長</p> <p>平成24年6月 当社代表取締役執行役員社長</p> <p>平成27年4月 当社代表取締役執行役員社長兼事業本部長</p> <p>平成27年10月 当社代表取締役執行役員社長(現任)</p>	92,600株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>営業部門と建材事業分野で業務や経営に携わった経歴が長く、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。また、経営全般に関する広い見識と人格を備えています。</p> <p>平成24年から、代表取締役執行役員社長として当社グループを統括し、ガバナンスの強化と事業成長に向けて、強いリーダーシップを発揮してきました。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	<p>【社内】《再任》</p> <p>し えん のぶ ひろ 枝 園 統 博 (昭和37年3月1日生)</p>	<p>昭和59年3月 当社入社</p> <p>平成16年4月 当社営業本部東京特販営業部長</p> <p>平成21年4月 当社事業本部建材事業部長兼資材部長</p> <p>平成22年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成23年4月 当社上席執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成23年6月 当社取締役上席執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成24年4月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長</p> <p>平成24年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長</p> <p>平成27年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>平成27年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長</p> <p>平成28年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長</p> <p>平成29年6月 当社取締役専務執行役員総合企画本部長 (現任)</p>	33,400株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>営業部門と建材事業分野での業務や経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。</p> <p>平成27年10月に事業本部長、平成28年4月に総合企画本部長に就任して当社グループの総合的な経営企画を担い、事業成長と企業価値向上に努めています。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>【社内】《再任》</p> <p>うえむらまさひと 植村正人 (昭和31年11月12日生)</p>	<p>昭和54年4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行</p> <p>平成16年10月 同行東久留米支店長</p> <p>平成19年10月 当社経営企画部長</p> <p>平成22年6月 当社執行役員経営企画部長兼法務コンプライアンス室長</p> <p>平成22年10月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>平成23年4月 当社上席執行役員経営企画部長</p> <p>平成23年6月 当社取締役上席執行役員経営企画部長</p> <p>平成27年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長</p> <p>平成28年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部副担当</p> <p>平成29年6月 当社取締役常務執行役員 総務部、人事部、経理部担当(現任)</p>	68,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>主に経営企画、I R、経理・財務部門での業務と経営に携わり、会社の経営計画や財務戦略、広報活動等について高い知見と豊富な経験、実績を有しています。</p> <p>また、平成29年6月から総務、人事及び経理部門を担当し、内部管理体制全般についてガバナンスの強化を推し進めるとともに、人事諸制度による人材の育成と活用をリードしています。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>【社内】《再任》</p> <p>たべただみつ 田部忠光 (昭和39年4月25日生)</p>	<p>昭和62年3月 当社入社</p> <p>平成21年4月 当社事業本部内装システム事業部長</p> <p>平成25年6月 当社執行役員事業本部内装システム事業部長</p> <p>平成26年6月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長</p> <p>平成27年10月 当社取締役執行役員営業本部長</p> <p>平成28年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長</p> <p>平成29年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長(現任)</p>	18,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>営業部門と内装システム事業分野での業務と経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。</p> <p>特に高齢化社会の到来を見据えた新製品開発等で当社の成長戦略をリードしました。</p> <p>平成27年10月に営業本部長に就任後は、販売部門を統括して事業拡大に努めています。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>【社内】《再任》</p> <p>いし い なお き 石 井 直 樹 (昭和39年9月13日生)</p>	<p>昭和62年3月 当社入社</p> <p>平成21年4月 当社営業本部東京特販営業部長</p> <p>平成24年4月 当社事業本部建材事業部長</p> <p>平成25年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成26年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>平成27年10月 当社取締役執行役員事業本部副本部長兼建材事業部長</p> <p>平成28年4月 当社取締役執行役員事業本部長</p> <p>平成28年6月 当社取締役上席執行役員事業本部長</p> <p>平成29年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長(現任)</p>	15,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>営業部門と建材事業分野での業務と経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。</p> <p>特に、生産体制の再構築によるコストダウンや新製品開発をリードしてきました。</p> <p>平成28年4月に事業本部長に就任後は、当社グループの製造部門を統括し、事業成長の推進に努めています。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>【社内】《再任》</p> <p>こ じま たか ひろ 小 島 孝 弘 (昭和41年1月25日生)</p>	<p>昭和63年3月 当社入社</p> <p>平成21年7月 当社営業本部東京営業部長</p> <p>平成25年4月 当社営業本部副本部長兼東京営業部長</p> <p>平成25年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京営業部長</p> <p>平成26年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長</p> <p>平成27年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長</p> <p>平成27年10月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長</p> <p>平成29年4月 当社取締役執行役員事業本部海外事業部長(現任)</p>	18,700株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>入社以来営業部門での経験と実績を積み重ね、顧客ニーズに適応した販売戦略によって事業拡大を牽引してきました。</p> <p>平成27年から内装システム事業分野で製造部門に携わった後、平成29年4月からは海外事業部長として、当社の海外事業の展開を推進しています。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>【社外】《再任》</p> <p>たま き やす ひと 玉 生 靖 人 (昭和13年10月4日生)</p>	<p>昭和39年4月 弁護士登録</p> <p>昭和39年4月 御堂筋法律事務所(昭和46年仁藤・菅生・米原法律事務所を改称) パートナー</p> <p>平成13年6月 ローム株式会社社外監査役</p> <p>平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員</p> <p>平成24年4月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー(現任)</p> <p>平成26年6月 当社社外取締役(現任)</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>法曹界における豊富な経験と深い専門知識をもとに、取締役会において積極的に発言し、当社業務執行の監督の役割を適切に果たしています。</p> <p>また、平成27年に発足した役員指名・報酬に係る諮問機関である人事協議会のメンバーを務め、決定手続きの透明性と客観性を高めています。</p> <p>今後も独立した立場から、当社のガバナンス強化への貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<p>【社外】《再任》</p> <p>はやし みつ ゆき 林 光 行 (昭和23年6月28日生)</p>	<p>昭和48年11月 監査法人榮光会計事務所(現新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>昭和53年8月 公認会計士・税理士林光行事務所所長(現任)</p> <p>平成12年1月 大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所民事調停委員就任(現任)</p> <p>平成21年10月 京都地方裁判所専門委員就任(現任)</p> <p>平成23年1月 監査法人彌榮会計社設立 代表社員(現任)</p> <p>平成26年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成27年10月 一般財団法人総合福祉研究会代表理事(現任)</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、取締役会において積極的に発言し、当社業務執行の監督の役割を適切に果たしています。</p> <p>また、平成27年に発足した役員指名・報酬に係る諮問機関である人事協議会のメンバーを務め、決定手続きの透明性と客観性を高めています。</p> <p>今後も独立した立場から、当社のガバナンス強化への貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 玉生靖人氏及び林光行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 玉生靖人氏及び林光行氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、在任期間は、両氏とも4年となります。
4. 玉生靖人氏及び林光行氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、両氏は、社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、玉生靖人氏及び林光行氏との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、玉生靖人氏及び林光行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役今村祐嗣氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
【社外】《新任》 ふじ い よし ひさ 藤 井 義 久 (昭和32年7月14日生)	昭和59年4月 国立大学法人京都大学農学部助手 平成6年7月 国立大学法人京都大学農学部助教授 平成9年4月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科助教授 平成25年4月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授(現任) 平成29年5月 公益社団法人日本木材保存協会副会長(現任) 平成29年6月 一般社団法人日本木材学会理事(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井義久氏は、社外監査役候補者であります。
3. 藤井義久氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が当社事業に関係の深い木材分野の専門家として、業務執行面の監査において有効な助言をいただけるものと考えたためです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、大学教授としての幅広い見識を有することから、社外監査役の職務を適正に遂行できる人材であると判断しております。
4. 藤井義久氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
5. 藤井義久氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米国の経済政策の動向をはじめとする海外経済の不確実性や円高などの金融資本市場の変動による影響が懸念されるなど、景気の先行きにつきましては不透明な状況が続いております。

住宅業界におきましては、低水準で推移する住宅ローン金利や政府による住宅取得支援策の下支えにより、住宅需要は底堅く推移しました。その結果、新設住宅着工戸数は、946千戸（前年度比2.8%減）となりました。

このような状況のなか、当社グループでは、ハウスメーカーなどの住宅会社向けの販売を強化することにより、住宅資材事業での基盤拡大を図りました。また、幼稚園や保育園などの園舎への販売活動を強化するなど、非住宅市場の開拓に取り組みました。さらに、海外事業におきましては、キッチン、収納製品及び室内ドアの製造・販売を担う永大インドネシア（PT. Eidai Industries Indonesia）を設立し、平成30年度の操業に向けて準備を進めました。

一方、外部コンサルタントを活用した生産工程の改善や新たな営業支援システムの導入、積算業務の集約など、製造部門から営業部門に至るまで業務の見える化を図り、働き方改革に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は66,977百万円（前連結会計年度比0.7%増）となりました。しかしながら、原材料価格の高騰などの影響もあり、経常利益は2,407百万円（前連結会計年度比8.7%減）となりました。さらに、木質ボード事業における固定資産について、537百万円の減損損失を特別損失として計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は1,264百万円（前連結会計年度比45.8%減）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

(住宅資材事業)

建材分野では、フローリング「銘樹・ロイヤルセレクション」に新たな樹種やデザインを追加したほか、木肌本来の風合いを活かした「銘樹・ヌーディーセレクション」をリニューアルするなど、銘樹ブランドの強化を図りました。一方、室内階段においては、施工時間の短縮、仕上がりの均一化及び現場の廃材削減を実現する正寸プレカットを幅広いユーザーに提案するなど、拡販に努めました。また、階段材の色・柄に対する顧客のニーズが多様化するなか、個別注文にも対応可能なデジタル印刷ラインを整備しました。

内装システム分野では、主力製品の室内ドアやクロゼットを中心に販売を強化した結果、受注が増加しました。また、シニアマーケット向けの「セーフケアプラス」製品群の特性を活かし、幼稚園や保育園などの園舎向けに新製品を開発して、販売を推進しました。一方、生産面においては、収納製品の生産工程の自動化や窓枠正寸プレカットの増産対応に向けた新ラインの設置など、生産体制の強化を図りました。

住設分野では、システムキッチン「ハイル」や洗面化粧台「ティレⅢ」に、当社の内装製品とコーディネートした扉を追加するなど、品揃えを強化しました。さらに、当社の強みであるステンレス加工技術を活かし、個別ユーザーへのオリジナルキッチンの提案や新規顧客の開拓を図りました。また、賃貸マンション向けのコンパクトキッチンの販売を拡大しました。

(木質ボード事業)

木質ボード事業では、建築用の床下地材である置床の需要が増大したことにより、素材パーティクルボードの販売量が増加しました。

パーティクルボードは、不用になった木質製品や未利用材を原材料として製品化しているもので、当社ではこうした事業を通じて、CO₂の排出抑制や森林保全に貢献しております。

(その他事業)

当社グループでは、上記事業のほか、不動産有効活用事業、太陽光発電事業を推進しております。

不動産有効活用事業では、これまでに建設した賃貸マンションやその他の遊休不動産の賃貸で、安定した収益を確保しました。

太陽光発電事業では、山口・平生事業所と大阪事業所に設置した太陽光発電設備が安定した稼働を続けております。

なお、アスベスト処理工事や処理薬剤の販売などを担う環境事業は、当事業年度末をもって終了しました。

事業別の売上高は以下のとおりであります。

区 分	第83期 前連結会計年度 (百万円)	第84期 当連結会計年度 (百万円)	前連結会計年度比 増減率 (%)
住 宅 資 材 事 業	59,956	60,238	0.5
木 質 ボ ー ド 事 業	6,343	6,560	3.4
そ の 他 事 業	211	179	△15.5
合 計	66,511	66,977	0.7

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、生産能力の維持向上を図るため、生産拠点の整備や製造ラインの更新を中心とした設備投資を行いました。当連結会計年度における設備投資額は1,894百万円となり、その内訳は、住宅資材事業1,027百万円、木質ボード事業519百万円及び共通部門347百万円であります。

なお、これらの設備投資はすべて自己資金を充当しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の住宅業界におきましては、人口や世帯数の減少を背景に新設住宅着工戸数は減少していくと考えております。このような事業環境のもと、当社グループは、新設住宅着工戸数に依存しない事業構造への転換を目指し、以下の施策に取り組んでまいります。

①事業領域の拡大

当社グループの強みである住宅資材事業で培ってきた独自の製造技術を活かし、他社との差別化を図る製品を開発して、事業領域を拡大してまいります。

なかでも、国の政策支援を背景に引き続き堅調な需要が期待できる中古住宅・リフォーム事業については、省施工や短納期化などニーズを取り入れた取り組みを強化して事業拡大を図ってまいります。

さらに、幼稚園や保育園などの園舎をはじめとする文教施設や医療施設、商業施設、宿泊施設に対応する製品開発を強化し、非住宅分野の開拓を推進してまいります。

②海外事業の強化

永大ベトナム（Eidai Vietnam Co., Ltd.）におきましては、生産効率や品質の向上に取り組み、安定的な生産供給を継続してまいります。

また、永大インドネシア（PT. Eidai Industries Indonesia）におきましては、インドネシア国内での製造・販売体制の早期構築を図ってまいります。

さらに、今後の成長が見込まれるASEAN諸国での販売拡大に向けた施策を進めてまいります。

③原材料の安定した調達

当社の主要原材料であるフローリング用基材は、海外からの調達が必要であるため、現地価格と為替変動の影響を受けます。これらの価格変動要因に対しては、現地での情報収集により、原木需給の長期見通しを策定するとともに、調達先の見直しや樹種の変更を行っております。また、為替変動の影響を受けない国産材を積極的に活用しており、今後も更なる利用拡大に向けて取り組んでまいります。

④環境保全への取り組み

クリーンウッド法の定める木材関連事業者として、合法性が確認できた合板やツキ板などを国内外から調達してまいります。また、プレカット製品の更なる開発や拡販を通じて、施工現場での廃材削減を実現し、環境保全への取り組みを推進してまいります。

⑤多様な人材の活用及び生産性の向上

外部環境が急速に変化していく中で事業活動を継続・発展させるために、多様な能力や価値観を持った人材を幅広く採用し、活躍を促進してまいります。

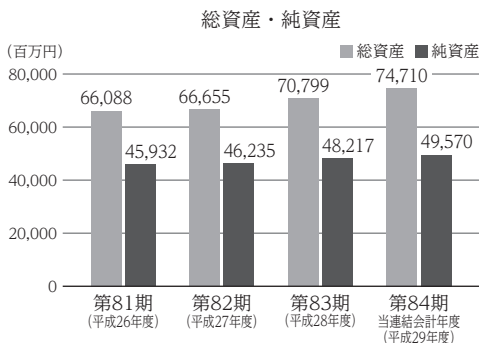
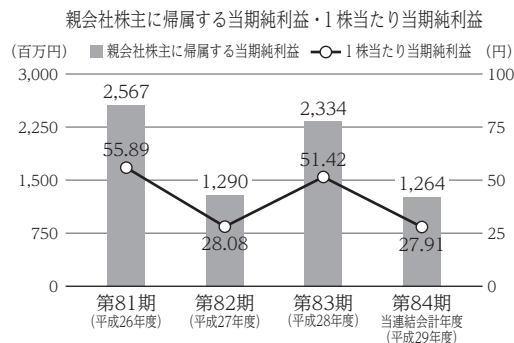
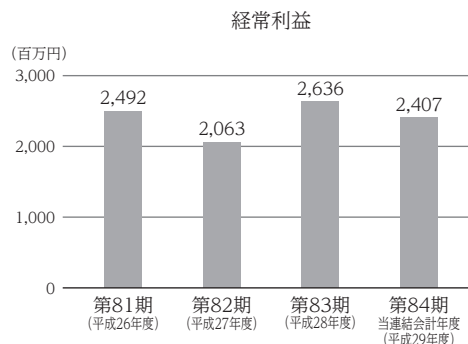
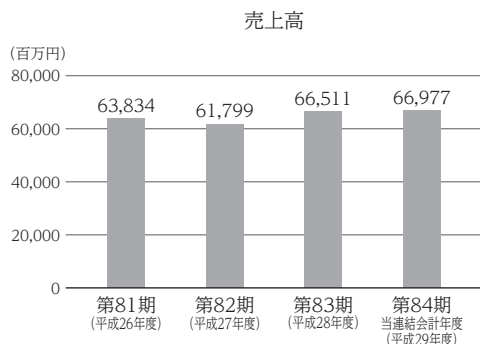
また、昨年から推進している働き方改革を加速させ、業務を効率化させて生産性の向上を図ってまいります。

以上のような取り組みにより、環境の変化に迅速、機敏に対応すべく、より一層企業体質を強化してまいります所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 81 期 (平成27年 3 月期)	第 82 期 (平成28年 3 月期)	第 83 期 (平成29年 3 月期)	第 84 期 (当連結会計年度) (平成30年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	63,834	61,799	66,511	66,977
経 常 利 益 (百万円)	2,492	2,063	2,636	2,407
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,567	1,290	2,334	1,264
1 株当たり当期純利益金額 (円)	55.89	28.08	51.42	27.91
総 資 産 (百万円)	66,088	66,655	70,799	74,710
純 資 産 (百万円)	45,932	46,235	48,217	49,570



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
永 大 小 名 浜 株 式 会 社	337百万円	100.0%	素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード、内装システム製品の製造・販売
Eidai Vietnam Co.,Ltd.	11百万米ドル	100.0%	フローリングの製造

③当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④その他重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
エヌ・アンド・イー株式会社	450百万円	30.0%	MD F（中質繊維板）の製造・販売

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事 業 名	主 な 製 品	
住宅資材事業	建材分野	フローリング、階段セット、壁材
	内装システム分野	室内ドア、造作材、クロゼット、シューズボックス その他内装部材
	住設分野	システムキッチン、洗面台、バス
木質ボード事業	パーティクルボード分野	素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード
その他事業	不動産有効活用事業（所有不動産の有効活用） 太陽光発電事業	

(8) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

①本社 大阪市住之江区

②営業所

名 称	所 在 地
東 北 営 業 部 仙 台 営 業 所	仙 台 市 若 林 区
東 京 営 業 部 東 京 西 営 業 所	東 京 都 立 川 市
神 奈 川 営 業 部 横 浜 営 業 所	横 浜 市 西 区
関 東 営 業 部 埼 玉 営 業 所	さ い た ま 市 北 区
中 部 営 業 部 名 古 屋 営 業 所	名 古 屋 市 中 川 区
大 阪 営 業 部 大 阪 営 業 所	大 阪 市 住 之 江 区
中 四 国 営 業 部 広 島 営 業 所	広 島 市 西 区
九 州 営 業 部 福 岡 営 業 所	福 岡 市 博 多 区
東 京 特 販 営 業 部	東 京 都 新 宿 区
大 阪 特 販 営 業 部	大 阪 市 北 区
営 業 開 発 部	東 京 都 新 宿 区

③工場

名 称	所 在 地
山 口 ・ 平 生 事 業 所	山 口 県 熊 毛 郡 平 生 町
敦 賀 事 業 所	福 井 県 敦 賀 市
大 阪 事 業 所	大 阪 府 堺 市
永 大 小 名 浜 株 式 会 社	福 島 県 い わ き 市
Eidai Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム国ハナム省

(9) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,401 (910) 名	30 (26) 名

(注) 使用人数は就業者数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者は含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
970 (695) 名	23(9) 名	39.89歳	17.23年

(注) 使用人数は就業者数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当事業年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1)発行可能株式総数 160,000,000株
 (2)発行済株式の総数 46,783,800株
 (3)株主数 2,517名
 (4)大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
永大産業取引先持株会	3,214 千株	7.10 %
住友林業株式会社	2,306	5.09
大日本印刷株式会社	2,237	4.94
すてきナイスグループ株式会社	1,960	4.33
永大産業従業員持株会	1,859	4.10
株式会社りそな銀行	1,640	3.62
トヨーマテリア株式会社	1,550	3.42
双日建材株式会社	1,349	2.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	1,240	2.74
J Kホールディングス株式会社	1,100	2.43

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,488,414株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 当社は、平成30年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	大 道 正 人	
取締役専務執行役員	枝 園 統 博	総合企画本部長
取締役常務執行役員	植 村 正 人	総務部、人事部、経理部担当
取締役常務執行役員	田 部 忠 光	営業本部長
取締役常務執行役員	石 井 直 樹	事業本部長
取締役執行役員	小 島 孝 弘	事業本部海外事業部長
取 締 役	玉 生 靖 人	弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士
取 締 役	林 光 行	公認会計士・税理士林光行事務所所長 監査法人彌榮会計社代表社員 一般財団法人総合福祉研究会代表理事
常 勤 監 査 役	土 居 幸 男	
常 勤 監 査 役	石 橋 秀 行	
監 査 役	今 村 祐 嗣	国立大学法人京都大学名誉教授 一般財団法人建築研究協会常務理事
監 査 役	雑 賀 裕 子	弁護士法人三宅法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役玉生靖人及び取締役林光行の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役今村祐嗣及び監査役雑賀裕子の両氏は、社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した会社役員

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
熊 沢 衛 司	平成29年6月28日	任 期 満 了	取締役専務執行役員
三 上 恵 司	平成29年6月28日	辞 任	常勤監査役
櫻 田 典 子	平成29年6月28日	任 期 満 了	監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数 (名)	報 酬 等 の 額 (百 万 円)
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (2)	178 (9)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (3)	41 (7)
合 計	15	219

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬の限度額は、平成19年6月28日開催の第73回定時株主総会において取締役については「年額3億6,000万円以内」、監査役については「年額6,000万円以内」と決議いただいております。

2. 取締役(社外を除く6名)の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与支給見込額11百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役玉生靖人氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役林光行氏は、公認会計士・税理士林光行事務所所長、監査法人彌榮会計社代表社員及び一般財団法人総合福祉研究会代表理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役今村祐嗣氏は、国立大学法人京都大学名誉教授及び一般財団法人建築研究協会常務理事を兼職しております。当社は平成29年度に学術研究助成のため、国立大学法人京都大学へ110万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であるため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。また、一般財団法人建築研究協会と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役雑賀裕子氏は、弁護士法人三宅法律事務所弁護士を兼職しております。なお、当社は同法律事務所との間で顧問契約を締結しております。

②当事業年度における主な活動状況

- ・取締役玉生靖人氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・取締役林光行氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役玉生靖人及び取締役林光行の両氏は、役員候補者の指名及び役員報酬の決定に係る諮問機関として平成27年11月に設置した「人事協議会」に参画し、当該審議事項の透明性確保に寄与しています。さらに、経営の戦略的な方向付けを検討するために設置した「常務会」のメンバーとして、当社グループの中長期的な経営戦略、重要事項について意見を述べるなど、当該重要事項の適法性・適正性の確保にも寄与しています。また、当社は平成26年6月に両氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
- ・監査役今村祐嗣氏は、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に木質科学の専門的見地から議案審議等において必要な発言を適宜行っております。また、当社は平成22年3月に同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
- ・監査役雑賀裕子氏は、平成29年6月28日就任以降に開催された取締役会10回及び監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議・意思決定における適法性確保に資する発言を適宜行っております。
- ・取締役玉生靖人、取締役林光行、監査役今村祐嗣及び監査役雑賀裕子の4氏は、年2回開催している「監査連絡会」のメンバーとして、常勤監査役、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. Eidai Vietnam Co.,Ltd.は、当社の会計監査人と同じKPMGのメンバーファームの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条第2項第3号に基づく手続業務に対し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社は、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しております。なお、本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

①当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の全ての取締役及び従業員は、社会規範、倫理、法令などの厳守により、公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。この実践のため、「永大産業企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役は率先垂範して会社全体の企業倫理の遵守及び浸透を図る。
- ロ. 「コンプライアンス委員会規程」に基づき、社長を委員長、顧問弁護士を委員に含むコンプライアンス委員会を設置し、年2回の委員会で、推進方針の策定と発生した問題に対する検証及び再発防止策を協議する。
- ハ. 総務部法務コンプライアンス室が全社におけるコンプライアンスの推進・統括を担い、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ニ. 各部門にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス活動の具体的対策並びにコンプライアンス教育を実施する。法務コンプライアンス室はこれらの活動状況を確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。
- ホ. 内部監査室は法務コンプライアンス室と連携して、各部門の業務活動が適正に遂行されているかを監査し、不適切な事項を発見した場合には、改善の勧告・指導を行うとともに法務コンプライアンス室へ報告する。
- ヘ. 「内部通報者保護規程」に基づき、内部通報の窓口を法務コンプライアンス室と社外の顧問弁護士事務所に設置し、通報した人が不利益な処遇を受けないよう適切な運用を行う。

②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存する。
- ロ. その取扱いについては「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。

- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「経営危機管理規程」に基づき、当社及び子会社（以下、当社グループという）のあらゆるリスクに備えた損失の未然防止と、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応を図る。
 - ロ. 事故発生時には、原則として総務担当役員を本部長とする対策本部を設置し、当社グループでの連携を図りながら顧問弁護士や専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速に危機の解決並びに回避を図る。
- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は毎月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会に重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規則」、「決裁権限基準」に規定する。子会社においても「決裁権限基準」を定め、重要事項については定例取締役会及び臨時取締役会に付議する。
 - ロ. 当社グループの経営方針及び経営戦略にかかわる重要事項については、定例取締役会での議論に加え、常務以上の執行役員と社外取締役等による常務会を開催して中長期的見地からの議論を行う。その他、経営陣の意思疎通と情報共有の円滑化のために執行役員会議等を開催し、迅速かつ的確な判断を下す体制を整える。
 - ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織職制規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを執行する。
 - ニ. 社外取締役が会計や監査にかかる情報を適切に収集できるように、監査役は、社外取締役・会計監査人・内部監査室と「監査連絡会」を定期的に開催して情報共有と意見交換を行う。
- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社は「関係会社管理規程」に基づいて当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
 - ロ. 当社の取締役を各関係会社の担当に任命する。当該取締役は常に担当する関係会社の経営状態を掌握し、必要な場合には重要事案に参画し助言・協力を行う。
 - ハ. 当該取締役は、担当する関係会社から月次決算書を始め経営上の重要な資料・情報を提出させ、社長及び関係役員に状況を報告する。
 - ニ. 当社の役員が子会社の監査役を兼務する。また、「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室が定期的に子会社の内部監査を実施する。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性の確保に関する体制
- イ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、専任の監査役補助者を配置する。

- ロ. 当該従業員の任命、異動については監査役の意見を十分考慮したうえで決定する。
 - ハ. 補助期間内における当該従業員への指示・命令・評価は監査役が行うものとする。
- ⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役及び従業員は、法定事項のほか、当社グループに重大な影響を及ぼす事項や、取締役の職務執行に関する不正行為や法令・定款違反行為が発生した事実もしくは発生する可能性がある場合には、監査役に都度報告する体制を構築する。
 - ロ. 監査役は、必要に応じていつでも、当社グループの取締役及び従業員に対して上記内容の報告を求めることができる。
 - ハ. 内部通報制度によって法務コンプライアンス室に通報された事項のうち、必要な事項については、総務部長から監査役に報告を行う。
- ニ. 通報者が当該通報をしたことを理由としていかなる不利な取扱いも受けないよう、通報者保護の厳正な運用を図る。
- ⑧監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、各部門の往査報告書を関係取締役及び社長に提出し監査結果の報告を行う。また、監査役は定期的に社長と監査内容について話し合い、意見交換を実施する。
 - ロ. 社内の重要稟議書は決裁後全て監査役に回付され、問題点があれば関係者に指摘がなされ、監査役意見が実効する仕組みとする。また、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。
 - ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と、それぞれ期初に監査方針、監査計画等を打ち合わせるほか、定期的な会合等によって緊密な連携を図り、監査の実効性を高めることとする。また、社外取締役との意見交換等を通じて、社外取締役と適切に連携する。
- ニ. 「内部監査規程」により、内部監査室は年間スケジュールに沿って各部門の業務内容を監査し、監査結果は必要に応じて監査役に報告する。
- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
- 監査役がその職務の執行をするために必要な費用または債務は、監査役からの請求に基づき、当社が速やかに支出する。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- イ. 当社グループは反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を絶対に行わないことを基本とし、排除に向けては、組織的な対応、外部専門機関との連携及び有事における法的対応を基本原則とする。

ロ. この体制を構築するため、統括部門である総務部が「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき、組織体制を始めとした取り組みの具体的内容について、全ての従業員に周知徹底を図っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の決議内容に基づき、当該体制を整備・運用しています。当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス

- ・総務部法務コンプライアンス室では、社員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査室と連携して特定部署への教育・指導を適宜行い、法令遵守意識の維持・向上を図っております。
- ・社内外に設置した内部通報窓口では、実際の通報に対して適切に対応し、法務コンプライアンス室はすべての通報内容と対応結果をコンプライアンス委員会及び監査役へ報告しました。また、「内部通報者保護規程」に基づき、当該通報者が不利益な処遇を受けないよう対処しました。
- ・なお、コンプライアンス委員会における議事の内容はすべて取締役会へ報告しております。

②リスク管理

- ・本社及び各生産拠点では、防災・消防訓練を実施したほか、地震及び津波を想定した避難訓練も実施し、緊急時の対応体制の確認を行いました。
- ・反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力排除マニュアル」に則った運用を厳格に実施しました。また、各拠点においては、不当要求防止責任者の選任・届出を行い、所管警察署との連携強化を図っております。

③取締役の職務執行体制

- ・定例取締役会を毎月開催し、重要事項にかかる審議と執行決議を行うとともに、当社グループの経営方針及び経営戦略について建設的な議論を行いました。さらに、経営の戦略的な方向付けを要する中長期的な課題については、常務会において継続的な検討を重ねました。
- ・執行役員会議も毎月開催し、取締役会で決議された事項の業務執行状況を確認しました。
- ・当社役員が子会社の役員を兼任し、当該子会社の重要事案決定に参画するとともに、経営上の重要な資料・情報を社長及び関係役員へ提出して、内容を報告しました。

④監査役による監査体制

- ・監査役は、各部門の往査報告書を作成し、社長及び関係取締役へ監査結果を報告しました。また、社長と定期的に会合し、監査内容その他について意見交換を行いました。
- ・監査役は、年2回開催する「監査連絡会」を通じて社外取締役、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は平成20年5月26日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しました。さらに同取締役会にて当社株式の大規模買付行為に関する対応策の内容を決定し、同年6月27日開催の当社定時株主総会における第2号議案、第6号議案を通じて承認されました。

その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会における第3号議案、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会における第5号議案及び平成29年6月28日開催の当社定時株主総会における第4号議案の承認可決を経て更新されております（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）。

なお、現プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（参考URL <https://www.eidai.com/profile/data/201705221600.pdf>）

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2)基本方針実現のための具体的取組

①当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組

当社グループは、当社グループの企業価値ひいては株主価値の向上のために次のような取組を行っております。当社グループは、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業を展開し、快適な住環境作りに貢献できる製品を提供しています。また、経営の基本理念に「木を活かし、よりよい暮らしを」を掲げ、地球、社会、人との共生を通じて、豊かで持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けることを目指しております。

当社グループの得意とする木質材料加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かしながら、顧客ニーズや市場動向にマッチした製品の開発に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営の基本的課題であると認識し、公正性・透明性の高い意思決定と迅速で適切な経営判断により、継続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

現プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために、当該大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とするものです。

現プランにおいては、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

(i)当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(3)上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

①企業価値向上のための取組は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されております。

②現プランは、下記の点において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

- ロ. 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること
- ハ. 株主意思を重視するものであること
- ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示
- ホ. 合理的な客観的発動要件の設定
- ヘ. デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	52,267	流 動 負 債	22,121
現金及び預金	14,420	買掛金	13,727
受取手形及び売掛金	17,743	電子記録債権	184
電子記録債権	6,394	未払金	5,894
有価証券	1,000	未払費用	758
製品	4,514	未払法人税等	487
仕掛品	2,188	未払消費税等	377
原材料及び貯蔵品	3,979	賞与引当金	579
繰延税金資産	280	その他	111
未収入金	1,548		
その他	199		
貸倒引当金	△2		
固 定 資 産	22,442	固 定 負 債	3,018
有 形 固 定 資 産	12,002	繰延税金負債	434
建物及び構築物	4,790	退職給付に係る負債	2,218
機械装置及び運搬具	2,785	環境対策引当金	41
土地	4,034	負ののれん	222
建設仮勘定	106	長期預り保証金	92
その他	285	その他	8
無 形 固 定 資 産	621	負 債 合 計	25,139
投資その他の資産	9,818	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	8,666	株 主 資 本	46,598
出資	7	資本金	3,285
長期前払費用	402	資本剰余金	1,370
繰延税金資産	112	利益剰余金	42,384
その他	663	自己株式	△441
貸倒引当金	△33	その他の包括利益累計額	2,971
		その他有価証券評価差額金	2,760
		為替換算調整勘定	349
		退職給付に係る調整累計額	△138
		純 資 産 合 計	49,570
資 産 合 計	74,710	負 債 純 資 産 合 計	74,710

連結損益計算書

(自 平成29年 4月1日)
(至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		66,977
売上原価	49,495	
営業利益		17,482
販売費及び一般管理費	15,308	
営業外収益		2,173
受取利息	22	
受取配当金	156	
仕入割引	27	
為替差益	40	
負ののれん償却額	29	
持分の法による投資利益	89	
雑収入	90	455
営業外費用		
売上割引	137	
雑損	84	221
経常利益		2,407
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
減損損失	537	
固定資産除却損	9	546
税金等調整前当期純利益		1,860
法人税、住民税及び事業税	759	
法人税等調整額	△162	596
当期純利益		1,264
親会社株主に帰属する当期純利益		1,264

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
当連結会計年度期首残高	3,285	1,370	41,890	△441	46,104
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△770		△770
親会社株主に帰属する当期純利益			1,264		1,264
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	493	△0	493
当連結会計年度末残高	3,285	1,370	42,384	△441	46,598
	その他の包括利益累計額				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,882	400	△169	2,113	48,217
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△770
親会社株主に帰属する当期純利益					1,264
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	878	△50	30	858	858
当連結会計年度中の変動額合計	878	△50	30	858	1,352
当連結会計年度末残高	2,760	349	△138	2,971	49,570

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	47,674	流動負債	21,288
現金及び預金	11,805	買掛金	13,450
受取手形	2,708	未払掛金	5,785
電子記録債権	5,929	未払費用	647
売掛金	14,686	未払法人税等	433
有価証券	1,000	未払消費税等	331
製品	4,421	預り金	106
仕掛品	1,833	賞与引当金	531
原材料及び貯蔵品	3,132	その他	1
前払費用	158		
繰延税金資産	251		
関係会社短期貸付金	63		
未収入金	1,659		
その他の金	24		
貸倒引当金	△2		
固定資産	20,612	固定負債	2,292
有形固定資産	9,477	繰延税金負債	495
建物	3,535	退職給付引当金	1,653
構築物	284	環境対策引当金	41
機械及び装置	1,753	長期預り保証金	92
車両運搬具	31	長期未払金	8
工具、器具及び備品	258		
土地	3,518		
建設仮勘定	94		
無形固定資産	615	負債合計	23,580
借地権	15	(純資産の部)	
ソフトウェア	594	株主資本	41,945
その他の金	4	資本金	3,285
投資その他の資産	10,519	資本剰余金	1,357
投資有価証券	7,880	資本準備金	1,357
関係会社株	1,027	利益剰余金	37,743
出資金	7	利益準備金	256
関係会社出資金	873	その他利益剰余金	37,487
従業員に対する長期貸付金	50	別途積立金	31,400
長期前払費用	109	特別償却準備金	42
その他の金	603	繰越利益剰余金	6,044
貸倒引当金	△33	自己株式	△441
		評価・換算差額等	2,760
		その他有価証券評価差額金	2,760
資産合計	68,287	純資産合計	44,706
		負債純資産合計	68,287

損益計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		64,666
売上	原	48,363	
販売費及び一般管理費	総		16,302
営業外	業		1,613
受取利息	利	24	
受取配当	息	156	
受取割当	金	9	
仕入	料	27	
雑収入	引	73	290
営業外	入		
売上替	用		
雑経	割	127	
特別	差	5	
固定	損	81	214
特別	利		1,689
減	益		
固定	却	0	0
引	失		
前	損	537	
当期	除	7	544
税	却		
法人	利		1,144
引	益		
税	税	618	
人	額	△159	459
法	益		
当	純		685
期	利		

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,285	1,357	256	31,400	56	6,114	37,828
当期変動額							
剰余金の配当						△770	△770
当期純利益						685	685
特別償却準備金の取崩					△14	14	－
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	△14	△70	△84
当期末残高	3,285	1,357	256	31,400	42	6,044	37,743

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△441	42,030	1,882	43,912
当期変動額				
剰余金の配当		△770		△770
当期純利益		685		685
特別償却準備金の取崩		－		－
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			878	878
当期変動額合計	△0	△84	878	793
当期末残高	△441	41,945	2,760	44,706

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川井 一 男 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小幡 琢 哉 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川井 一 男[Ⓔ]指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小幡 琢 哉[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各事業所及び各営業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 11 日

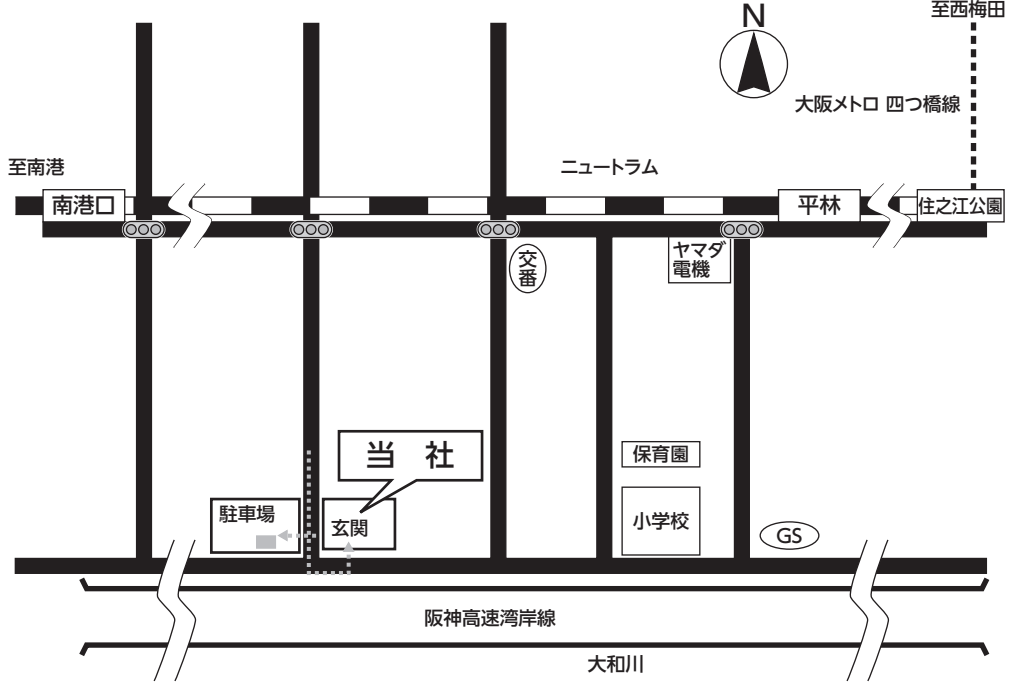
永大産業株式会社 監査役会

常勤監査役	土	居	幸	男	Ⓔ
常勤監査役	石	橋	秀	行	Ⓔ
社外監査役	今	村	祐	嗣	Ⓔ
社外監査役	雑	賀	裕	子	Ⓔ

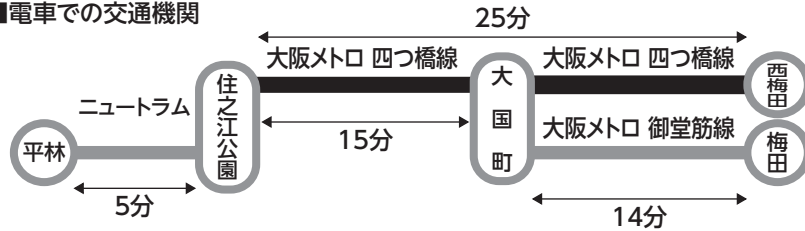
以 上

株主総会会場ご案内図

場所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル



■電車での交通機関



平林駅より徒歩15分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。